

東大和市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月30日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第57号

東大和市介護保険規則の一部を改正する規則

東大和市介護保険規則（平成12年規則第25号）の一部を次のように改正する。
附則第4項第2号イ中「平成10年政令第412号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

附則に次の3項を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

- 9 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者で、令附則第25条及び条例附則第11条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下この項において「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（条例第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下この項において同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条及び条例附則第11条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、条例第9条第2項の規定により、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。
- 10 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 11 附則第9項の規定による保険料の減免については、当該減免を受けようとする者の申請を要しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。